

令和6年8月1日から 被保険者証が更新されます。

新しい被保険者証（みほん）

〈69歳以下の方〉

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和7年 7月31日 記号 50 番号 00000000(枝番)00
氏名 ○○ ○○ 住所 川崎市○○区○○町1番地 国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日 適用開始年月日 平成○年○月○日 交付年月日 令和6年 8月 1日	性別 男
世帯主氏名 ○○ ○○ 保険者番号 1450○○ 交付者名 川崎市	川崎市之印
TEL 044-000-0000 (○○区役所)	

〈70歳～74歳の方〉

神奈川県 国民健康保険 被保険者証 兼 高齢受給者証	有効期限 令和7年 7月31日 記号 50 番号 00000000(枝番)00 一部負担金割合 ○割
氏名 ○○ ○○ 住所 川崎市○○区○○町1番地 国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日 適用開始年月日 平成○年○月○日 交付年月日 令和6年 8月 1日 発効期日 令和6年 8月 1日	性別 男
世帯主氏名 ○○ ○○ 保険者番号 1450○○ 交付者名 川崎市	川崎市之印
TEL 044-000-0000 (○○区役所)	

※「神奈川県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」
の交付となり、.....枠内の記載が追加されます。

- 令和6年8月1日から医療機関等を受診される際は、新しい被保険者証【薄緑色】をお使いください。
- 70歳～74歳の方には、「神奈川県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。
- 被保険者証は、特定記録郵便（申出があった方には簡易書留郵便）で7月下旬までにお送りする予定です。
- 有効期限は、原則として令和7年7月31日までとなります。

【市外転出・保険切替後は被保険者証を使用できません】

- 他の市町村に転出された場合や社会保険に加入された場合は、速やかに区役所・支所へ被保険者証を返却してください。
- 川崎市国民健康保険の資格がなくなった後に被保険者証を使用すると、川崎市が負担した医療費を後日返還していただくことになります。

みなさまの納める保険料が国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険を支えています。

お問合せ

川崎市保険コールセンター ☎044-200-0783